

## ネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店募集《Q & A》

### 営業活動について

**Q 独自に作成した資料を営業で使用することは可能か。**

A 協力広告代理店において作成した資料を営業に使用する場合は、事前に使用許可が必要になりますので、資料データを募集要項記載の問い合わせ先に電子メールにてご提出ください。  
資料を確認後、使用可否についてご連絡いたします。  
なお、資料の作成費用等については、協力広告代理店のご負担となります。

**Q 見込顧客紹介状を提出する際の見込顧客との調整とは。**

A 見込顧客にネーミングライツパートナーとなる意思があること、及び紹介状を提出した日の翌日から30日以内に、見込顧客が市にネーミングライツパートナー募集に係る申込書を提出することを確認することです。

**Q 見込顧客と調整して紹介状を提出する場合、見込顧客のネーミングライツパートナー募集に係る申込書の提出が紹介状を提出した日の翌日から30日以内に間に合わないときはどうなるか。**

A 見込顧客が紹介状を提出した日の翌日から30日以内にネーミングライツ募集に係る申込書の提出がなかった場合、当該紹介状は無効となります。  
なお、再度、見込顧客と調整し、紹介状を提出することは可能です。

**Q 紹介状の提出件数に上限はあるか。**

A 上限はありませんので、見込顧客と十分調整ができた場合は提出してください。

**Q 同一の見込顧客について、複数の募集施設の紹介状を提出することは可能か？**

A 可能です。ただし、ネーミングライツパートナーの申込みがあった時点で、契約の意思があるものと判断し、見込顧客が複数の施設の優先候補者となった場合は、その全ての施設について契約を前提に協議を進めますので、見込顧客と十分検討した後、紹介状を提出してください。

**Q 同じ募集施設に複数の見込顧客の紹介状を提出することも可能か？**

A 可能です。見込顧客と十分調整したうえで、紹介状を提出してください。

### 報償（紹介料）について

**Q 「初年度分のネーミングライツ料の額が報償（紹介料）の額に満たない場合、初年度に支払う報償（紹介料）の額は初年度分のネーミングライツ料の額とし、その残額については、次年度分のネーミングライツ料が支払われたときに支払う」とはどういうことか。**

A 以下のケースが考えられます。

例) ネーミングライツ料：年額300万円 開始：2月 紹介料：75万円の場合

初年度	ネーミングライツ料	50万円	紹介料	50万円
次年度	ネーミングライツ料	300万円	紹介料	25万円